

川崎市地域ケア会議設置運営要綱

(目的及び設置)

第1条 介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第115条の45第2項に規定する包括的支援事業の効果的な実施により、被保険者が、要介護状態等となることを予防するとともに、要介護状態等となった場合においても、可能な限り、地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援するため、法第115条の48に規定する地域ケア会議を設置する。

(会議の実施)

第2条 地域ケア会議は、次の分類とし、健康福祉局、区役所又は法第115条の46に規定する地域包括支援センター（以下「センター」という。）が主催し、実施する。

- (1) 個別ケア会議
- (2) 地域ケア圏域会議
- (3) 相談支援・ケアマネジメント会議
- (4) 介護予防ケア会議
- (5) 区地域ケア推進会議
- (6) 川崎市地域ケア推進会議
- (7) その他、第1条の目的を達成するために、市が必要と認めて設置する会議

(用語の定義)

第3条 この要綱における用語の意義は、この要綱において定めるもののほか、法、政令、省令、介護予防・日常生活支援総合事業の適切かつ有効な実施を図るための指針（平成27年厚生労働省告示第196号）及び地域支援事業実施要綱（平成18年6月9日老発第0609001号厚生労働省老健局長通知「地域支援事業の実施について」）の例による。

(個別ケア会議の実施及び協議事項)

第4条 センター又は区役所は、高齢者等の支援のため、個別ケア会議を実施し、多職種協働による支援内容の検討等を通じて、高齢者等の課題解決を図るとともに、介護支援専門員の自立支援に資するケアマネジメントの実践力の向上、課題解決のための相談支援ネットワークの構築、支援内容の課題分析の蓄積による地域課題の把握等を進める。

(地域ケア圏域会議の実施及び協議事項)

第5条 センターは、地域ケア圏域会議を実施し、個別ケア会議や地域アセスメントから抽出された課題の検討、地域包括支援センターの取組方針の共有、多職種連携のための相談支援ネットワークの構築、必要な地域資源の開発等を目的とした町内会・自治会、民生委員・児童委員協議会、地区社会福祉協議会、老人クラブ、NPO及びボランティア団体、介護支援専門員、介護サービス事業者等の関係団体及び関係機関（以下「関係者等」という。）との協議を進める。

(地域ケア圏域会議の構成員)

第6条 センターは、担当地域内の関係者等のうち、開催趣旨等に照らして必要と認められた者を構成員とする。

(地域ケア圏域会議の実施方法)

第7条 地域ケア圏域会議は、担当圏域全体で1箇所若しくは担当圏域内の複数の箇所、他のセンターとの合同等、地域の実情に応じて、実施する。実施方法については、講演会の開催やワークショップ、勉強会の実施、自主活動団体の組織化等、会議以外の任意の形態による取組も可能とする。

(相談支援・ケアマネジメント調整会議の実施及び協議事項)

第8条 第2条(3)で定める相談支援・ケアマネジメント会議として、センターは、担当区域内の介護支援専門員等を構成員とし、概ね4か月に1回、相談支援・ケアマネジメント調整会議を実施し、次の事項について協議する。なお、開催に際しては、センターと介護支援専門員の担当区域の相違を考慮し、複数のセンターで合同開催することも可能とする。

- (1) 担当区域内のケアマネジメント支援に関すること。
- (2) センターが行う地域連携の取組状況やあり方に関すること。
- (3) 医療・介護連携の取組状況の確認に関すること。
- (4) その他必要な協議事項

(相談支援・ケアマネジメント連絡会議の実施及び協議事項)

第9条 健康福祉局は、第2条(3)で定める相談支援・ケアマネジメント会議として、各区のセンターの代表者、介護支援専門員連絡会の代表者、区役所、総合リハビリテーション推進センターから構成される相談支援・ケアマネジメント連絡会議を実施し、次の事項について協議する。

- (1) ケアマネジメント支援に関する施策方針の検討
- (2) 相談支援・ケアマネジメントに関する全市的な課題調整、情報共有
- (3) 相談支援・ケアマネジメント推進委員会の運営調整

(相談支援・ケアマネジメント推進委員会の実施及び協議事項)

第10条 区役所は、区内の全センター、介護支援専門員連絡会の代表者から構成される相談支援・ケアマネジメント推進委員会を実施し、次の事項について協議し、区内における取組状況の確認及び課題の検討・調整を行う。

- (1) ケアマネジメント支援に関すること
- (2) 医療・介護連携の課題調整
- (3) 医療・介護に関するニーズ・資源の情報共有
- (4) 相談支援・ケアマネジメント調整会議の運営調整

(介護予防ケア会議の実施及び協議事項)

第11条 健康福祉局及び区役所は、介護予防ケア会議を実施し、多職種協働による支援内

容の検討等を通じて、要支援高齢者等の介護予防・自立支援を推進するとともに、法第115条の45第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業の効果的な実施手法について検討する。

(区地域ケア推進会議の実施及び協議事項)

第12条 区役所は、区地域ケア推進会議を実施し、法第5条第3項に規定する施策の包括的な推進について協議し、区内における取組状況の確認及び課題の検討・調整を行う。

2 区地域ケア推進会議は、区地域包括支援センター運営協議会における調査・審議と一体的に実施するものとする。

(川崎市地域ケア推進会議の実施及び協議事項)

第13条 健康福祉局は、川崎市地域ケア推進会議を実施し、法第5条第3項に規定する施策の包括的な推進について協議し、市内における取組状況の確認及び課題の検討・調整を行う。

2 川崎市地域ケア推進会議は、川崎市地域包括支援センター運営協議会における調査・審議と一体的に実施するものとする。

(個人情報の取扱い)

第14条 センターは、個別ケア会議で取り扱う個人情報について、市が認める場合を除き、原則として会議の実施前に本人及び家族等に対して、その提供内容や共有範囲等を示した上で、書面又は口頭により、本人又は家族等の同意を得なければならない。

2 前項の同意は、書面による場合は、「個別ケア会議における個人情報使用にかかる同意書（様式5）」により行い、口頭による場合は、その内容を経過記録等に記載する。

3 地域ケア会議（以下「会議」という。）の構成員は、法令等の定めがある場合や緊急時等本人の利益保護が優先される場合を除き、地域ケア会議の中で知り得た特定の個人に関する情報や特定の個人を識別することができる情報等を漏らしてはならない。構成員を退いた後も同様とする。

4 地域ケア会議の主催者は、会議開始前に、「出席者名簿兼個人情報保護確認書（様式6）」に記載のある前項の守秘義務に関する内容を説明することとする。

(実施報告書の提出)

第15条 センターは、自らが主催した個別ケア会議の終了した日の属する月の翌月15日までに「個別ケア会議実施報告書（様式1）」を、地域ケア圏域会議及び相談支援・ケアマネジメント調整会議が終了した日の属する月の翌月15日までに「地域ケア圏域会議実施報告書（様式2）」「相談支援・ケアマネジメント調整会議報告書（様式3）」を、それぞれ区役所に提出する。

2 区役所は、前項で定める報告書の提出を受けた後、提出を受けた日の属する月の月末までに、写しを健康福祉局に提出する。

3 区役所は、自らが主催した個別ケア会議の終了した日の属する月の翌月末までに「個別ケア会議実施報告書（様式1）」を、相談支援・ケアマネジメント推進委員会が終了した

日の属する月の翌月末までに「相談支援・ケアマネジメント推進委員会報告書(様式4)」を、それぞれ健康福祉局に提出する。

(委任)

第16条 この要綱に定めのない事項については、別に定める。

附 則 (平成28年4月1日・28川健地推第142号・局長専決)

(施行期日)

1 本要綱は、平成28年4月1日から施行する。

(旧要綱の廃止)

2 川崎市地域ケア連絡会議等設置運営要綱(平成26年4月1日施行)は廃止する。

附 則 (平成31年4月1日・31川健地推第228号・局長専決)

(施行期日)

本要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則 (令和3年6月15日・3川健地推第586号・局長専決)

(施行期日)

本要綱は、令和3年6月15日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

附 則 (令和3年11月17日・3川健地推第1152号・局長専決)

(施行期日)

本要綱は、令和3年11月17日から施行し、令和3年9月1日から適用する。

附 則 (令和7年11月1日・7川健地推第999号・局長専決)

(施行期日)

1 本要綱は、令和7年11月1日から施行する。

2 ただし、様式1の改正については、令和7年10月実施分の個別ケア会議の報告から適用する。